

福井市環境保全型農業直接支援対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 環境保全型農業直接支援対策事業補助金（以下「補助事業」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 消費者等が求める安心感のある農作物の作付の推進や農地・農村環境を守るため、地域全体が農地・農村の環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図る。

(定義)

第3条 この要綱において、GAPとは食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に係る生産工程過程管理の取組について、十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解し、その理解に基づき、自ら実施することをいう。

こととする

(対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

補助対象となる要件

- (1) 環境保全に効果の高い営農活動に取り組んでいること。
- (2) 農業振興地域内の農地で、化学肥料と農薬を5割以上低減して栽培すること。
- (3) 環境負荷低減のチェックシートの取組(持続可能な農業生産に向けて実施すべき取組について、GAPの指導体制に位置付けられた指導者等による指導や研修又は農林水産省が提供するオンライン研修を受講し、環境負荷低減のチェックシートの内容を実施すること)を実施していること。ただし、GAP認証等を取得している場合は、この限りではない。
- (4) 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動をしていること。

※上記の(1)～(4)を全て満たし、別表1の取組のいずれかを行う対象事業者

(対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の対象となる経費補助率は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、国または福井県が本市へ支払うべき補助金の交付額を調整した場合には、これに準じて本市の交付単価を調整するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条第1項の規定により、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、市長が必要と認めて提出を求める書類を添付すること。

(交付決定)

第7条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により補助金交付決定通知書(様式第2号(1))を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容(軽微な変更は除く)又は補助金額の変更を必要とする場合は、市長に環境保全型農業直接支援対策事業計画変更申請書(様式第3号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書(様式第2号(2))をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 9 条 補助金の交付決定を受けたものは、補助事業中止又は廃止する場合は、市長に環境保全型農業直接支援対策事業取消申請書（様式第 4 号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第 2 号（3））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第 10 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第 11 条の規定により、当該年度内に完了実績報告書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 補助事業の実績書

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第 12 条の規定により、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 6 号）により、当該完了実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第 12 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 7 号）に交付決定通知書の写し、または補助金額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（概算払）

第 13 条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、規則第 14 条第 2 項の規定により、概算払により交付することができる。この場合において、補助事業者は補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

（関係図書の保存）

第 14 条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から 10 年間保管しなければならない。

（委任）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 25 年 5 月 17 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 11 日から施行する。

福井市長

住 所
氏 名

年度環境保全型農業直接支援対策事業補助金等交付申請書

みだしの事業を下記のとおり実施したいので、福井市環境保全型農業直接支援対策事業補助金交付
要綱第 6 条により 円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 実施場所

(2) 取 組

(3) 事業量

(4) 事業費

3 取組完了 (予定) 年月日

年 月 日

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった、 年度環境保全型農業直接支援対策事業補助金の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和 4 8 年福井市規則第 1 1 号）第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第 6 条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年 月 日付けで申請のあった 年度環境保全型農業直接支援対策事業とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
（内補助対象事業費	円）
補助金等の額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分および配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりとする。
 - （1）事業費については、申請書の事業計画に記載された個々の事業ごとに補助事業に要する経費および市補助金の額
- 4 事業主体は、次の各号に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - （1）補助事業に要する経費の配分の変更をするとき。
 - （2）補助事業の内容の変更をするとき。
 - （3）補助事業を中止し、または廃止するとき。
- 5 事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 6 事業主体は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という）、同施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という）、福井市補助金等交付規則（昭和 4 8 年 5 月 1 5 日規則第 1 1 号。以下「規則」という）、および次に掲げる要綱、実施要領等（以下「要綱等」という）その他関係通知および通達（以下「関係通達」という）の定めるところに従わなければならない。
 - （1）福井市環境保全型農業直接支援対策事業補助金交付要綱
- 7 事業主体は、この補助金に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出について証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保存しなければならない。
- 8 補助金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第 2 号 (2)

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で申請のあった、 年度環境保全型農業直接支援対策事業の
計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則(昭和 48 年福井市規則第
11 号)第 6 条の規定による、 年 月 日付け福井市指令第 号の交付決定の一部を下記のと
おり変更したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 変更前の交付決定額 円
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は 年 月 日付け で申
請のあった 年度環境保全型農業直接支援対策事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
(内補助対象基本額	円)
補助金の額	円

様式第 2 号（3）

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け第 号で申請のあった、 年度環境保全型農業直接支援対策事業の取下げについては、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和 48 年福井市規則第 11 号）第 6 条の規定による、 年 月 日付け福井市指令第 号の交付決定を取下げたので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 取消し額 | 円 |
| 3 取消し理由 | |

年 月 日

福井市長

住 所
氏 名

年度環境保全型農業直接支援対策事業計画変更申請書

年 月 日付け福井市指令農 第 号で交付の決定を受けた事業を下記のとおり変更したいので、福井市補助金等交付規則(昭和 48 年福井市規則第 11 号)第 5 条の規定により承認を申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更計画及び変更経費の配分

取 組 内 容		施 行 場 所	事 業 量	事 業 費	負 担 区 分	備 考
					補 助 金	
	当初計画					
	変更計画					

年 月 日

福井市長

住 所
氏 名

年度環境保全型農業直接支援対策事業取下申請書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた事業を取り下げたいので、福井市環境保全型農業直接支援対策事業補助金交付要綱第 9 条の規定により承認を申請します。

記

1 取下の理由

様式第 5 号

年 月 日

福井市長

住 所
氏 名

年度環境保全型農業直接支援対策事業完了実績報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号で補助金等の交付の決定を受けた、 年度環境保全型農業直接支援対策事業を完了したので、福井市補助金等交付規則(昭和 48 年福井市規則第 11 号)第 11 条の規定に基づきその実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の効果

2 事業の内容(別紙)

3 取組開始年月日 年 月 日

4 取組終了年月日 年 月 日

(別紙)

事業内容

1 施行場所

2 事業量

3 事業費

4 取組作物

5 取組内容

様式第 6 号
福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け福井市指令農 第 号で交付の決定をした、 年度 環境保
全型農業直接支援対策事業補助金については、福井市補助金等交付規則(昭和 48 年福井市規則第 11 号)
第 12 条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

請 求 書

円

ただし、 年度環境保全型農業直接支援対策事業補助金

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今回請求額 円

上記のとおり補助金(概算・前払金)を請求します。

年 月 日

福井市長

住 所
氏 名

添付書類

市長が必要と認めて提出を求める書類(指令書写し)

